

令和7年6月
警察庁
共管各省庁

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」
に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和7年5月9日から同年6月7日までの間、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集を行った結果、35件の御意見を頂きました。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布されるに当たり、頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁（金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和7年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第2号）

2 命令等の案を公示した日

令和7年5月9日

3 頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方

頂いた御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の命令案の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 35件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	32件
電子メール	3件
郵送	0件

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」
に対する御意見並びにこれに対する警察庁及び共管各省庁の考え方について

1 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」
関係

カード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録をいいます。）を構成する電磁的記録のうち、顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」といいます。）の送信等による本人確認方法の新設に対しては、

- 本改正案による本人確認方法により、特定事業者や顧客等の負担が軽減するものとする。
- 特定電磁的記録又はその写しを確認記録に添付し、送信を受けた日付を確認記録に記録することは、真正性の担保・事後検証性の確保という観点から極めて重要である。

といった賛成意見がありました。

また、

- 地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書等の送信による本人確認方法と送信を受ける事項が異なり、それぞれに対応するシステム開発が必要となるため、項目を統一していただきたい。
- 確認記録の保存について、顔写真のデータの保存には一定のシステムの容量を要するため、不要とすることを検討いただきたい。

といった御意見がありました。

特定電磁的記録の送信を受けることや、当該特定電磁的記録に記録されている全ての情報を確認記録に保存することについては、マネー・ローンダリング対策等に必要な方法として定めたものであり、原案のとおりとさせていただきます。

2 その他

本改正案に対する直接の御意見ではありませんが、

- 特定事業者における特定電磁的記録の取扱いに関する御意見
 - 特定電磁的記録の送信等による本人確認方法に係る広報に関する御意見等
- がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。